

名家連ニュース

令和5年12月17日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.973号

◆ 社保審年金部会の障害年金制度改正の審議に注目 ② ◆

障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

1. 支給要件(保険料納付要件)

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日(以下「障害認定日」という。)に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。(注)保険料納付要件(以下のいずれか)を満たしていることが必要。

① 初診日の前日において初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。



2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。(注)20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額(令和5年度) ※ 67歳以下の方(新規裁定者)の場合

〈1級障害の場合〉993,750円(老齢基礎年金の満額の1.25倍)+子の加算額

〈2級障害の場合〉795,000円(老齢基礎年金の満額と同額)+子の加算額

子の加算額:第1子・第2子…各228,700円、第3子以降…各76,200円

(注)子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注1) 障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

(注2) 障害手当金 厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5



年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

〈1級障害の場合〉(報酬比例の年金額×1.25) + 配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉(報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉(報酬比例の年金額) (但し、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算される。



障害年金制度の概要 ③ 障害年金の受給権の発生時期等

1. 障害認定日(※2)による請求(原則)

- ・ 被保険者期間等に初診日(※1)のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日(以下「障害認定日」という。)において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、障害認定日に受給権が発生する。
- ・ 障害認定日の属する月の翌月分から(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から)支給される。

2. 事後重症による請求

- ・ 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生する。
- ・ 請求日の属する月の翌月分から支給される。
- ・ その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様である。

3. 初めて2級による請求

- ・ 既に先発の傷病による障害を持つ人が、後発の傷病(基準傷病)による障害(基準障害)を持ち、基準障害の障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に、この両方の障害を併合して初めて1級または2級の障害の状態になったときには、その障害の状態になったときに受給権が発生する。
- ・ 請求日の属する月の翌月分から支給される。
- ・ その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様である。



(※1) 初診日の設定

- ・ 障害年金を含む公的年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされている。このため、障害年金の受給権を得るためには、保険事故の発生時点において一定の保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- ・ 障害年金制度においては、この保険事故の発生時点を、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日である初診日に置いている。

(※2) 障害認定日の設定

- ・ 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日(その間に症状が治った場合は、その治った日)をいう。